

判定会運営規程

文書名	判定会運営規程
管理番号	C 0 7 - 0 8
承認日	2024年1月30日

(目的)

第1条 本規程の目的は公益社団法人全国愛農会の認証に関する業務における判定会の設置および運営に関して明らかにすることである。

(判定会の設置と開催)

第2条 会長は認証申請者および認証事業者に対し客観的な審議と公正な判定を保証するために判定会を設置する。

2 判定会は原則として週1回開催する。

(判定会の構成)

第3条 判定会は、別に定める検査員・判定員等規程にもとづき、会長に任命された判定員および会長に任命された判定委員によって構成される。

(判定会の職務)

第4条 判定会は、会長が審議に付した案件について、認証申請者から提出された申請書類、検査員の作成した書類審査報告書・実地調査報告書・審査報告書・最終報告書をもとに、認証の申請に係る農林物資の認証の技術的基準に適合するか否かを判定する。

2 判定会は、会長が審議に付した案件について、認証事業者に係る年次確認調査・臨時確認調査・緊急確認調査において検査員の作成した書類審査報告書・実地調査報告書・審査報告書・最終報告書をもとに、認証事業者がひきつづき当該農林物資の認証の技術的基準に適合しているか否かを判定する。

3 判定会は、検査員・判定員等規程第8条および第9条で定める認証に関する業務を行う者の評価と承認を行う。

4 判定会は、本会の認証業務規程第36条4で定める無通告調査の対象者選任を行う。選任にあたっては、直近の年次確認調査・臨時確認調査・緊急確認調査・変更届等の判定結果を参考にする。

(判定方法)

第5条 判定は会長に選任された判定員が行う。

2 判定に先立って判定員もしくは判定委員は審査結果のレビューを行い、その結果を文書化する。

3 検査員の作成した報告書類によっては十分な情報が得られない場合は実地調査を行った者に追加説明を求めることができる。

4 判定は客観的証拠に基づいて行わなければならない。

(議事録の管理)

第6条 判定会議事録は別に定める文書管理規程に基づいて管理する。

(その他)

第7条 この規程に定めることのほか判定会の設置運営に必要な事項は会長が別に定める。

(附則)

1. この規程は 2010 年 3 月 1 日から適用する。
2. 2012 年 6 月 30 日改定
3. 2013 年 2 月 23 日改定
4. 2014 年 1 月 6 日改定
5. 2014 年 6 月 28 日改定
6. 2018 年 3 月 11 日改定、2018 年 4 月 1 日より発効
7. 2019 年 12 月 2 日改定
8. 2024 年 1 月 30 日改定